

# つがる西北五広域連合職員き章に関する規程

平成25年11月29日  
訓 令 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、つがる西北五広域連合職員(以下「職員」という。)のはい用する職員き章(以下「き章」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)をいう。

2 前項における職員とは、第1条に規定する職員のほか、広域連合長及び副広域連合長を含むものとする。

(き章のはい用)

第3条 職員は、その身分を一見して明らかにするため、き章(様式第1号)を常時はい用しなければならない。

(き章のはい用の位置)

第4条 き章のはい用位置は、次による。

(1) 背広服又はこれに類する服装にあっては、左胸部の見返し

(2) 前号以外の服装にあっては、左胸部の見やすい部分

(き章の貸与及び返還)

第5条 職員は、就職に際し、き章の貸与を受けるものとする。

2 職員が退職したときは、き章を直ちに返還しなければならない。

(貸与等の禁止)

第6条 き章は、いかなる理由があっても他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(き章の再貸与)

第7条 き章を紛失し、又は毀損したときは、直ちに職員き章再貸与願(様式第2号)を広域連合長に提出し、再び、貸与を受けなければならない。

(き章の貸与簿)

第8条 人事担当係は、き章の貸与の状況を明らかにするため、き章貸与簿(様式第3号)を備えなければならない。

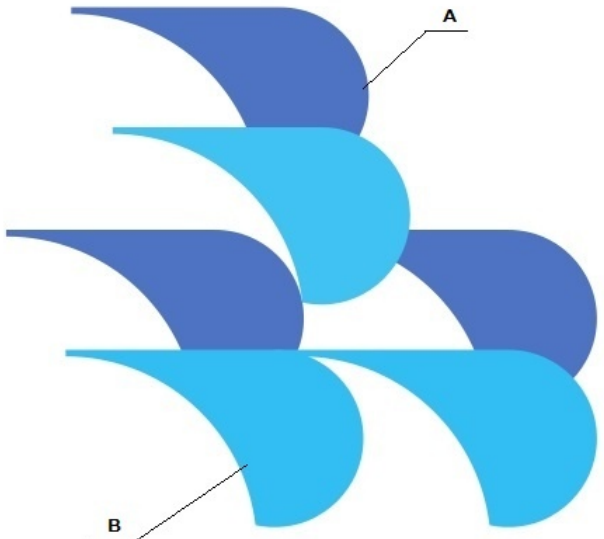
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 3 条関係 )

	<p>1 形状及び意匠 直径 15.0 ミリメートル 円形につがる西北五広域 連合章を表す。 材質 真鍮製 台地 銀色 白下地に 2 色 A の色 : C 75% ・ M 50% B の色 : C 75%</p>
	<p>2 表面 エポ盛り仕上げとする。</p>
	<p>3 裏面 タイタック式とする。</p>

職員き章再貸与願

年 月 日

つがる西北五広域連合長

所 属

職氏名

年 月 日、次の事由により職員き章を紛失(毀損)しましたから再貸与してください。

1 職員番号

2 紛失(毀損)の理由

き章貸与簿

整理番号	職員番号	氏名	所属	貸与			返還		備考
				貸与年月日	確認印	貸与事由	返還年月日	確認印	